明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働五、六）　一

〔告　示〕

○株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項の規定に基づき、指定金融機関が危機対応業務を行うことが必要である旨の認定を行い、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項の一部を改正する告示（財務・農林水産・経済産業一）　二

○生物学的製剤基準の一部を改正する件（厚生労働一八）　三

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件（同一九）　三六

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件（同二〇）　二七

○厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件（同二一）　二六

〔官庁報告〕

官庁事項

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第一の別に定める「くろまぐろ」についての一部改正の公表について（農林水産省）　二六

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　三三

特殊法人等
令和二年度管理業務主任者試験合格者関係　六七

地方公共団体
行旅死亡人関係　六七

会社その他
会社決算公告　六七

省令

○厚生労働省令第五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年一月二十二日

厚生労働大臣　田村　憲久